

大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第257号）

〔 特定の苦情に係る行政文書公開請求拒否決定審査請求事案他1件 〕

（答申日 平成28年4月28日）

第一 審査会の結論

第二の2（1）における本件決定1については、これを取り消し、改めて公開・非公開等の決定を行うべきである。

諮問実施機関（大阪府公安委員会）のその他の判断は妥当である。

第二 審査請求に至る経過

1 審査請求人は、平成26年8月4日付けで、大阪府警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）第6条の規定により、（1）を請求内容とする行政文書公開請求を行い、同年8月11日付けで、（2）を請求内容とする行政文書公開請求を行った。

（1）平成26年6月30日、淀川警察署刑事課盗犯係に対する苦情を処理した際の行政文書一切

苦情は、「淀警捜第3495号平成12年8月15日」被害届に関する事案

（2）平成26年8月4日 当直体制での Tel 対応していた「A」の氏名と経歴及び、任命権者の氏名（役職）が分かる行政文書一切

2 平成26年8月12日、実施機関は上記1（1）の請求に対し、（1）のとおり決定を行い、審査請求人に通知した。また、同月20日、実施機関は、上記1（2）の請求に対し、（2）のとおり決定を行い審査請求人に通知した。

（1）上記1（1）の請求（以下「本件請求1」という。）について

実施機関は、条例第13条第2項の規定により、公開請求拒否決定（以下「本件決定1」という。）を行い、行政文書の存否を明らかにしない理由を次のとおり付して、審査請求人に通知した。

（行政文書の存否を明らかにしない理由）

本件請求は、特定日になされた特定警察署の係に対する苦情に関して作成された行政文書の存在を前提とするものである。

本件請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えることは、当該日時において、特定の個人が警察署において苦情申出をしたか否かに関する情報を明らかにするものであって、個人のプライバシーに関する情報を公にするものである。

したがって、本件請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第9条第1号に該当する情報を公開することとなるため、条例第12条の規定により、当該行政文書の存否を明らかにしないで、本件公開請求を拒否する。

（2）上記1（2）の請求（以下「本件請求2」という。）について

実施機関は、条例第13条第2項の規定により、公開請求拒否決定（以下「本件決定2」という。）を行い、行政文書の存否を明らかにしない理由を次のとおり付して、審査請求人に通知した。

（行政文書の存否を明らかにしない理由）

本件請求は特定の警察職員の氏名及び職務経歴の公開を求めるものである。

本件請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えることは、特定の警察職員が在籍しているか否かという情報を明らかにするものであって、当該警察職員及びその家族等の生命、身体、財産等の保護に支障を及ぼすおそれがある情報を公にすることになる。

したがって、本件請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第8条第2項第3号に該当する情報を公開することとなるため、条例第12条の規定により、当該行政文書の存否を明らかにしないで、本件請求を拒否する。

3 審査請求の受理

審査請求人は、平成26年8月17日、本件決定1を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、本件決定1に対する審査請求（以下「審査請求1」という。）を行い、同月20日、大阪府公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）は、これを受理した。

また、審査請求人は、平成26年9月1日、本件決定2を不服として、行政不服審査法第5条の規定により、本件決定2に対する審査請求（以下「審査請求2」という。）を行い、同月4日、諮問実施機関は、これを受理した。

第三 審査請求の趣旨

審査請求人が、求める文書を開示せよ。

第四 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、次のとおりである。

1 審査請求書における主張

(1) 本件決定1に関する主張

本件は、条例第9条第1号に該当せず、よって条例第12条に該当しない。本件は、条例第10条並びに条例第11条に基づき、開示されなければならない。

(2) 本件決定2に関する主張

本件は、条例第8条第2項第3号に該当せず、よって、条例第12条にも該当しない。本件は、条例第11条に基づき、開示されなければならない。

2 意見書における主張

(1) 意見の要旨

ア 本件は、以下の理由で、審査請求人の求める文書は、開示されなければならない。

(ア) 本件決定1について

本件での苦情であるが、そもそも、淀川警察職員等が、虚偽の逮捕請求書を作成し、国民を逮捕した事が、原因での苦情であり、犯罪を摘発する筈の警察職員等が、自ら犯罪行為を行った事案については、本条例は、適用されない。

なぜならば、この様な悪徳警察官等の隠蔽行為になるからである。少なくとも、大阪地検特捜部から捜査を受けておきながら、これが、警察の任務？の特殊性？と保護すべき犯罪の被疑者の利益だと、聞いて呆れてしまう。

そもそも、大阪府警察本部の警察官は、警察学校の教官が、教え子に猥褻行為を行ったり、はたまた、殺人事件まで、起こしている警察官がいるにも関わらず、これらの利益の保護だと、ふざけた理由説明を行っている公安委員会も、おふざけで、警察

の監督を行っているとは考えられない。

本件は、この様な犯罪の被疑者が警察官での苦情である事から、本件での不開示決定は、警察官等の犯罪増加になるだけである。

よって、対象文書は、開示されなければならない。

(イ) 本件決定2について

これを作成した馬鹿公務員等に聞きたいが、これでは、憲法第16条の権利行使ができない。

どうやって、権利行使できるのか、回答を求める。

本件理由説明は、条例は、憲法を無視しても構わないと言う事である。憲法を無視したら、それこそ、日本国憲法では、拷問を禁止しているが、取り調べで、この様な公務員等が、捜査と称して、拷問を始めるのである。

少なくとも、虚偽の逮捕状で、国民を逮捕して幽閉していたのだから拷問くらい、やりかねない。

それに近い、取り調べも行っておいて、この様な理由説明には、反吐が出る。

本件開示請求では、憲法第16条の権利行使が行える程度の情報公開の請求であり、何も、公務員の住所や電話番号、生年月日の情報公開を求めている訳でもない。

それこそ、本件理由説明書を作成した監察室訟務は、以前、刑事記録を大阪地検保管検察官の許可も得ずに、勝手に使用しておいて、よくもまあ、これだけ、奇麗事が言えるのか、唾然茫然である。

しかも、Aは、仕事もできないのに、国民に対して、電話で、「俺を誰や思うとるねん！ 喧嘩やったら、なんぼでも、こうたるから、府警本部に、来いや！」と、国民に、けしかけた人物である。

それで、国民が、府警本部に行って、騒ぎになった事を考慮すれば、こんな極道警察官の個人情報の保護？が、条例の運用とは、聞いて呆れてしまう。

防犯に務めるのが、警察官であるのに、犯罪を起こさせようとしているのが、本件開示請求の対象者である。

少なくとも、大阪府警察本部の当直は、仕事ができない公務員の寄せ集めであり、何の為の当直体制なのか、さっぱり、理解不能である。

そもそも、事件・事故等は、110番通報で、十分であり、本件ではFAX確認すら、Aは、できなかったのである。

仕事もできないのに、国民に喧嘩をふっかける警察官は、必要ない。

もし、本件で、対象文書を開示できなかった場合、憲法第16条権利行使妨害と見做し、関係者等、全員を刑事告訴する。

(ウ) 結論

よって、本件対象文書は、条例第10条、第11条、憲法第16条に基づき開示されなければならない。

第五 諮問実施機関の主張要旨

諮問実施機関の主張は、概ね次のとおりである。

1 本件決定1及び本件決定2に対する実施機関の意見

(1) 条例第8条第2項第3号について

条例第8条第2項第3号は、「前二号に掲げるもののほか、公にすることにより、個人の

生命、身体、財産等の保護に支障を及ぼすおそれがある情報」について規定している。これは、個人の生命、身体及び財産の保護に任じる警察の任務の特殊性（警察法第2条第1項）と保護すべき利益の重要性から、他の適用除外事項では非公開とすることができない情報について、警察独自の適用除外事項として定められたものである。したがって、本号を適用して公開しないことができるのは、警察業務を通じて収集した情報の中でも、個人の生命、身体、財産等の保護に影響しうるものであって、当該情報を公開することにより、これらの「保護に支障を及ぼすおそれ」の程度が、法的保護に値する蓋然性のある場合に限られる。

（2）条例第9条第1号について

条例は、その前文で、府の保有する情報は公開を原則とし、併せて、個人のプライバシーに関する情報は最大限に保護する旨を宣言している。また、第5条において、個人のプライバシーに関する情報をみだりに公にすることのないよう最大限の配慮をしなければならない旨規定している。

本号は、このような規定を受けて、個人のプライバシーに関する情報の公開禁止について定めたものである。

同号は、

ア 個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報であって、

イ 特定の個人が識別され得るもののうち、

ウ 一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められる

情報が記録された行政文書については公開してはならないと定めている。

そして、「個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報」とは、個人のプライバシーに関する情報を例示したものであり、「特定の個人が識別され得る」情報とは、当該情報のみによって直接特定の個人が識別される場合に加えて、容易に入手し得る他の情報と結びつけることによって特定の個人が識別され得る場合を含むと解される。

また、「一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められる情報」とは、社会通念上、他人に知られることを望まないものをいうと解される。

（3）条例第12条について

本条は、公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで条例第8条及び第9条に規定する適用除外事項によって保護される利益が害されることとなる場合には、例外的に公開請求に係る行政文書の存否自体を明らかにしないで公開請求を拒否することができる旨規定している。

本条による公開請求の拒否は、公開請求に係る行政文書が存在するか否かも明らかにしないというものであり、安易な運用は行政文書公開請求制度の趣旨を損なうことになりかねないが、公開請求に係る行政文書の存否が明らかになることによる権利利益の侵害や事務執行の支障等が具体的かつ客観的に認められる場合には、本条によって公開請求に係る行政文書の存否を明らかにすることなく公開請求を拒否することができるものである。

（4）本件請求1に係る行政文書の存否を答えることにより明らかとなる情報と条例第9条第1号の該当性について

本件請求1は、特定の日時に特定警察署の係に対してなされた苦情を処理する際に作成された文書の存在を前提に、その公開を求めるものであり、該当する文書があるとして公

開あるいは非公開の決定を行うだけで、特定の個人が警察署において苦情申出をしたか否かという情報を明らかにすることとなる。

このような特定個人が行う苦情申出に関する情報は、上記（２）のアの要件に該当することが明らかである。また、本件請求１の後半部分には「苦情は、「淀警捜第３４９５号平成１２年８月１５日」被害届に関する事案」などと当該苦情を特定するに十分な詳細事項が記載されており、特定の個人を識別され得ることから、上記（２）のイの要件にも該当する。さらには、警察署に苦情申出を行うこと自体が個人のプライバシーに関する情報であって、社会通念上、他人に知られることを望まないものであることから、上記（２）のウの要件にも該当する。

したがって、本件請求１に係る行政文書は、その存否を答えるだけで、条例第９条第１号に該当する情報を公開することになるため、条例第１２条の規定により公開請求を拒否したものである。

（５）本件請求２に係る行政文書の存否を答えることにより明らかとなる情報と条例第８条第２項第３号の該当性について

本件請求２は、特定の警察職員の氏名及び経歴に関する情報の公開を求めるものであり、該当する文書があると公開あるいは非公開の決定を行うだけで、特定の警部補以下の警察職員が在籍するか否かという情報を明らかにすることとなる。

警察業務は、「警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当たることをもってその責務とする。」（警察法第２条）とあるとおり、犯罪捜査及び警察規制等を目的としている。そして、刑事訴訟法の規定に基づき、犯罪捜査権は主として警察官によって行使されることが予定されており、また、警察官職務執行法その他の法令の規定に基づき、実力行使等の行政上の権限が警察官に与えられているところから、警察官は、犯行現場や警察規制の現場等で、直接被疑者や被規制者と対峙して、逮捕や規制の結果を直接かつ強制的に実現することとなる等、その職務は、その相手方個人や組織から反発、反感を招きやすいものである。

また、警察職員の配置を含む警察業務に関する情報は、一般市民にとっては些細な情報であっても、犯罪の実行や警察官に対する報復を目論む個人や組織にとっては、貴重な情報となることがあり、そのような情報が犯罪組織等に入手されることを防止する必要がある。

以上、警察の業務は、相手方から反発、反感を招きやすく、警察職員が攻撃や懐柔の対象とされるおそれが高いものである。

したがって、警察職員の氏名等を公にすることにより、個人が特定され、警察職員であるが故に本人や家族が襲撃等の危害を加えられるおそれがあり、ひいては、公共の安全や秩序の維持に支障が生じるおそれがあることから、公にできないところであるが、特に警察職員のうち警部補以下の場合、

- ・ 現に職務質問等の街頭警察活動や犯罪の捜査に従事している
- ・ 重要事件等発生時にはこれらの職務に従事することが予想される
- ・ 所属内での配置変更等により、これらの職務に従事することが予想される
- ・ 以前にこれらの職務に従事していたことがある

ことから、氏名等を非公開とされる必要があるというべきである。

なお、警部以上の警察職員については、慣行として公にされてきたものである。

したがって、本件請求2に係る行政文書は、その存否を答えるだけで、条例第8条第2項第3号に該当する情報を公開することになるため、条例第12条の規定により公開請求を拒否したものである

(6) 審査請求人の主張について

ア 本件決定1に対する主張について

審査請求人は、本件決定1に対する不服申立ての理由として、「本件は、条例第9条第1号に該当しない」と記載し、本件請求1に係る行政文書の存否を明らかにすることにより条例第9条第1号に規定する情報を明らかにすることにはならない旨主張しているものと解されるが、本件請求1に対して、行政文書の存否を答えるだけで、条例第9条第1号に該当する情報を公開することになることは前述のとおりであるから、本件決定1に対する審査請求人の主張は採用できない。

イ 本件決定2に対する主張について

審査請求人は、本件決定2に対する不服申立ての理由として、「本件は、条例第8条第2項第3号に該当しない」と記載し、本件請求2に係る行政文書の存否を明らかにすることにより条例第8条第2項第3号に規定する情報を明らかにすることにはならない旨主張しているものと解されるが、本件請求2に対して、行政文書の存否を答えるだけで、条例第8条第2項第3号に該当する情報を公開することになることは前述のとおりであるから、本件決定2に対する審査請求人の主張は採用できない。

2 実施機関の結論

以上のとおり、本件決定1及び本件決定2は条例の趣旨を踏まえて行われたものであり、何ら違法、不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。

3 諮問実施機関のまとめ

本件請求1及び本件請求2に係る情報は、条例第8条第2項第3号及び条例第9条第1号に該当する情報であり、条例第12条の規定に基づいて行った本件決定1及び本件決定2に違法、不当はないものとする。

第六 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第1条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより、「知る権利」を保障し、そのことにより府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

このように「知る権利」を保障するという理念の下であっても、一方では公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害することのないよう配慮する必要がある。

このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項の規定を設けたものであり、実施機関は、請求された情報が条例第2条第1項に規定する行政文書に記録されている場合には、条例第8条及び第9条に定め

る適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された行政文書を公開しなければならない。

2 本件決定1及び本件決定2に係る具体的な判断及びその理由について

実施機関は、本件請求1に係る行政文書があるかどうかを答えるだけで条例第9条第1号に該当する情報を公開することとなり、本件請求2に係る行政文書があるかどうかを答えるだけで条例第8条第2項第3号に該当する情報を公開することになるため、条例第12条の規定を適用したと主張しているのを検討したところ、次のとおりである。

(1) 条例第8条第2項第3号について

条例第8条第2項は、公安委員会と警察本部長が管理する行政文書について、公開原則の適用除外事項を定めたものである。このうち、本号は、個人の生命、身体、財産、地位、名誉、自由等を保護する観点から定めたものである。

警察が保有する情報の中には、条例第8条第2項第1号及び第2号に該当しない場合であっても、公開すると、個人の生命、身体、財産等の保護に支障を及ぼすおそれのあるものがある。そうした事態を防止するため、こうした活動を任務とする公安委員会又は警察本部長において、これらの保護に支障を及ぼすおそれがある情報を公開しないことができるとするのが本号の趣旨である。

(2) 条例第9条第1号について

条例は、その前文で、府の保有する情報は公開を原則とし、併せて、個人のプライバシーに関する情報は最大限に保護する旨を宣言している。また、第5条において、個人のプライバシーに関する情報をみだりに公にすることのないよう最大限の配慮をしなければならない旨定めている。

本号は、このような規定を受けて、個人のプライバシーに関する情報の公開禁止について定めている。

同号は、

ア 個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報であって、

イ 特定の個人が識別され得るもののうち、

ウ 一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められる

情報が記録された行政文書については公開してはならないと定めている。

そして、「個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報」とは、個人のプライバシーに関する情報を例示したものであり、「特定の個人が識別され得る」情報とは、当該情報のみによって直接特定の個人が識別される場合に加えて、容易に入手し得る他の情報と結びつけることによって特定の個人が識別され得る場合を含むと解される。

また、「一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められる情報」とは、社会通念上、他人に知られることを望まないものをいうと解される。

(3) 条例第12条について

本条は、公開請求に係る行政文書の存否を明らかにするだけで第8条及び第9条に規定する適用除外事項によって保護される利益が害されることとなる場合には、例外的に公開請求に係る行政文書の存否自体を明らかにしないで公開請求を拒否することができる旨を定めたものである。

(4) 本件請求1に係る行政文書の存否を答えることにより明らかとなる情報と条例第9条第1号の該当性について

本件請求1は、特定の日に警察署に対してなされた被害届に関する苦情を処理した際に作成された行政文書の公開を求めるものである。

警察署に対してなされた被害届や苦情申出に関する情報は、個人のプライバシーに関する情報であり、(2)アの要件に該当することは明らかである。また、警察署に苦情申出を行ったという事実は、社会通念上、他人に知られることを望まない情報であると認められることから、(2)ウの要件にも該当する。

次に(2)イの該当性について検討する。

実施機関は、本件請求1にある「淀警捜第3495号平成12年8月15日被害届に関する事案」との記載は、当該苦情を特定するに十分な詳細事項であり、特定の個人を識別され得ると認められることから、(2)イの要件に該当すると主張している。

諮問実施機関の説明によると、本記載内容のうち、「淀警捜第3495号」は、被害届の受理番号であり、受理番号は、犯罪被害者が警察署に被害を届け出て受理された場合には、被害者本人だけに教示されることとなっており、これを知っているのは被害者本人又は被害者本人からこれを聴取した被害者の家族や代理人弁護士等(以下「被害関係者」という。)に限られ、それゆえ、警察署においては、被害者本人又は被害関係者から事件の捜査状況の照会や、訴訟や被害回復等のための相談があった際に、被害者本人又は被害関係者であることを確認する手段として利用しているとのことである。つまり、受理番号は、警察署においては特定の個人を識別するための番号として扱われているのが実態であるとのことである。

しかしながら、本件請求1の記載内容のように被害届の内容等の詳細が不明な状況では、警察署に問合せをしたとしても、個人を特定できる情報を入手することは、困難であると考えられるため、これをもって特定の個人が識別され得るとまでは言えない。

よって、当該行政文書が存在するとして公開あるいは非公開の決定を行う、または、存在しないとして不存在による非公開の決定を行うだけで、特定の個人が警察署において苦情申出をしたか否かという個人情報をも明らかにすることになるという実施機関の主張については、採用できない。

このことから、本件請求1に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第9条第1号に該当する情報を公開することになると認められないことから、実施機関が、請求を拒否したことは妥当ではない。

(5) 本件請求2に係る行政文書の存否を答えることにより明らかとなる情報と条例第8条第2項第3号の該当性について

実施機関は、警察官は、犯行現場や警察規制の現場等で、直接被疑者や被規制者と対峙して、逮捕や規制の結果を直接かつ強制的に実現することとなる等、その職務は、その相手方個人や組織から反発、反感を招きやすいものであり、警察職員の氏名等を公にすることにより、個人が特定され、警察職員であるが故に本人や家族が襲撃等の危害を加えられるおそれがあり、とりわけ、警部補以下の警察官である職員については、現に職務質問などの街頭警察活動や犯罪の捜査に従事している、重要事件等発生時にはこれらの職務に従事することが予想される、以前にこれらの職務に従事していたことがあることなどから、氏名の公開によって個人が特定された場合、本人及び家族の生命、身体又は財産に対して危害を加えられるおそれがあると主張している。この主張については、理解できるもので

ある。

本件請求2は、特定の警察職員の氏名及び経歴に関する情報等の公開を求めるものであり、該当する行政文書が存在するとして公開あるいは非公開の決定を行う、または、存在しないとして不存在による非公開の決定を行うだけで、特定の警察職員が在籍するか否かという情報を明らかにすることとなり、本件請求2に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第8条第2項第3号に該当する情報を公開することになると認められることから、実施機関が、請求を拒否したことは妥当である。

3 結論

以上のとおりであるから、「第一 審査会の結論」のとおりに答申するものである。

(主に調査審議を行った委員)

北村和生、小原正敏、尾形健、三成美保、有澤知子